

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	海南市 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和3年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当法等の規定に則り、 各申請の認定業務、支給要件確認業務、支給業務、児童手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書の作成および受付 ②支給要件確認に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、配偶者情報の照会 ④児童情報の照会 ⑤申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 ⑥処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知
③システムの名称	1.児童手当システム(サービス検索・電子申請機能等(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
1.児童手当受給者ファイル 2.児童手当児童ファイル 3.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一の第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第40条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	くらし部 子育て推進課
②所属長の役職名	子育て推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 くらし部 子育て推進課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8430

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月28日	I-1-②事務の概要	児童手当法等の規定に則り、各申請の認定業務、支給要件確認業務、支給業務、児童手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書の作成および受付 ②支給要件確認に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、配偶者情報の照会 ④児童情報の照会	児童手当法等の規定に則り、各申請の認定業務、支給要件確認業務、支給業務、児童手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書の作成および受付 ②支給要件確認に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、配偶者情報の照会 ④児童情報の照会 ⑤申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領 ⑥処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知	事前	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年04月28日	I-1-③システムの名称	1.児童手当システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	1.児童手当システム（サービス検索・電子申請機能等（マイナポータル）含む） 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	事前	子育てワンストップサービス開始による変更
平成29年04月01日	I-5-②所属長	黒崎 直行	土田 真也	事後	人事異動による所属長の変更
平成29年11月06日	I-7 請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	庁舎移転による住所の変更
平成29年11月06日	I-8 連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	庁舎移転による住所の変更
平成31年04月01日	I-5-②所属長の役職名	子育て推進課長 土田 真也	子育て推進課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年04月01日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	II-2-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年01月01日	II-1-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年01月01日	II-2-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年08月30日	I－4－②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の第74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第40条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第40条	事後	番号法改正に伴う号ズレに対応するための更新
令和3年08月30日	Ⅱ－1－いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年08月30日	Ⅱ－2－いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため